

令和7年3月号掲載

男女共同参画社会をつくる

若年層の性暴力被害予防の啓発について

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

毎年4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。政府は、進学・就職など新生活が始まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発を集中的に実施しています。

月間中は、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を社会全体に広げていきます。また、身近な人から相談されたときの対応や、相談窓口を周知し、被害にあった方がためらわずに相談できるよう、啓発を強化していきます。

「若年層の性暴力被害予防月間」のウェブサイトでは、ポスターや動画を順次公開していきます。ぜひご覧ください。

URL

[https://www.gender.go.jp/policy/
no_violence/jakunengekkan/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)





性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。性別・年齢を問わず、相談できます。

SNSで
相談

Cure time
(ケアタイム)

電話で
相談

性別平等・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター

相談センター
#8891

性被害被害相談電話(警視庁)

相談センター
#8103

内閣府／警察庁／消費者庁／こども家庭庁／総務省／法務省／文部科学省／厚生労働省

令和7年度のポスター

性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

あなたのこころとからだは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることです。あなたの同意のない性的な行為は「性暴力」です。相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。性犯罪についての法律や、性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認する「性的同意」についてもっと知りたい方は以下をご覧ください。

性犯罪についての法律をもっと知りたい方は
こちら法務省 HP



URL

[https://www.moj.go.jp/keiji1/
keiji12_00200.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)

動画は政府広報オンラインにて公開中です。
ぜひご覧ください。



URL

[https://www.gov-online.go.jp/media/
commercials/202311/video-270758.html](https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202311/video-270758.html)



URL

<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202401/video-277780.html>

二次被害をなくそう

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、被害を受けた方がさらに傷つけられてしまうことを「二次被害」といいます。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強めてしまうことがあります。何気なくかけた一言が、被害にあわれた方をさらに傷つけることがないように、どのような発言が二次被害にあたるかを知り、二次被害のない社会をつくっていきましょう。

..... 思い込みによる発言の例

露出度の高い服装をしているから

本当に嫌なら、抵抗できたはず

男性なら、性被害を受けるわけがない

..... 悪意のない発言の例

よくあることだから気にしない方がいい

もっと自分を大切に

今後はしっかり避妊しようね

被害を相談されたら？

友人や家族など大切な人から被害を打ち明けられると、どのように対応してよいかわからなくなるかもしれません。でも、みなさんは被害にあった方を安心させることができる重要な存在です。みなさんにできることがあります。

必要に応じて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや性暴力に関する SNS 相談 Cure time（キュアタイム）などの相談先を紹介してください。プライバシーは守られますので、安心して相談できることを伝えてください。

身近な人ができること

- 被害者の安全を確保してください
- 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください
- あなた自身のところとからだも気を配り、無理をしないでください

身近な人に気を付けてほしいこと

- 被害者の話を疑ったり、否定したりしないでください
- 被害者を責めないでください
- 被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしたりしないでください

一人で悩んでいませんか

もし性暴力の被害にあってしまったら、一人で悩まず、ワンストップ支援センターに相談してください。全国共通番号#8891（はやくワンストップ）にかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。プライバシーは守られますので安心して相談してください。

ワンストップ支援センターが できること

ご本人の意思を尊重し、以下の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

また、キュアタイムでは、これって性暴力？と思うような悩みごと、不安なこと、誰にも言えず困っていることなどをチャットやメールで相談ができます。専門の相談員と一緒に考えます。

性暴力に関する SNS 相談 Cure time
(キュアタイム) については、
こちらをご覧ください。

URL <https://curetime.jp/>



性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた

水着で隠れる部分
(プライベートゾーン)を
触られた

下着姿や裸の写真、
動画を撮られた、
送るよう要求された

飲み物に薬を入れられ、
気づいたら性行為を
されていた

痴漢にあった

あなたは何もわるくありません。相談できる場所があります。

電話で相談

性犯罪・性暴力
被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害
相談電話(警察)

ハートさん

#8103

チャットで相談



キュアタイム

性犯罪・性暴力とは



内閣府
男女共同参画局